

議案第 3 号

海老名市学校施設再整備計画策定検討委員会条例の制定について

海老名市学校施設再整備計画策定検討委員会条例を別紙のとおり定める。

平成 2 9 年 2 月 2 4 日提出

海老名市長 内 野 優

提案理由

海老名市学校施設再整備計画策定検討委員会を設置し、海老名市学校施設再整備計画の策定に係る必要な調査及び検討を行うため

海老名市学校施設再整備計画策定検討委員会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、老朽化が進む校舎の長寿命化とともに、少子化や学校施設のあり方に対応した施設の再編成等を考慮した具体的な再整備計画を定めるため、海老名市学校施設再整備計画策定検討委員会（以下「委員会」という。）を設置し、委員会の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 委員会は、教育委員会の諮問に応じ、海老名市学校施設再整備計画の策定に際し、必要な調査及び検討を行う。

(組織)

第3条 委員会は、委員8人以内で組織し、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 大学教授若しくは准教授又はこれに類する職にある者
- (2) 学識経験を有する者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任することができる。

- 2 任期途中で辞職等をした委員に代えて補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長は、会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会事務局において行う。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(海老名市非常勤特別職等の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 海老名市非常勤特別職等の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第40号）の一部を次のように改正する。

別表第2 地震災害警戒本部員の項の次に次のように加える。

学校施設再整備計画策定検討委員会委員	日 額	8,700。ただし、大学教授若しくは准教授又はこれに類する職にある者については、6,000を加算する。
--------------------	-----	---